

市区町村（子ども家庭総合支援拠点）の立場から

～児童相談所以外で子ども家庭福祉分野における
ソーシャルワークを担う者が働く場となる主体～



福井市宣伝隊長
朝倉ゆめまる

令和2年10月20日（火）

福井市福祉保健部福祉事務所

子ども福祉課 濱口 勇規



福井市イメージロゴ

みんなが輝く 全国に誇れる ふくい

福井県福井市の紹介 (R2.9.1現在)

▶ 福井市

- ・ 総人口：262,016人
(18歳未満児童人口：41,026人)

- ・ 世帯数：105,136世帯

- ・ 面積：536.41km²

▶ 福井県 (9市8町)

- ・ 総人口：763,154人

- ・ 世帯数：291,010世帯

- ・ 児童相談所：中央児童相談所 (7市4町、629,595人)

- ・ 敦賀児童相談所 (2市5町、133,559人)

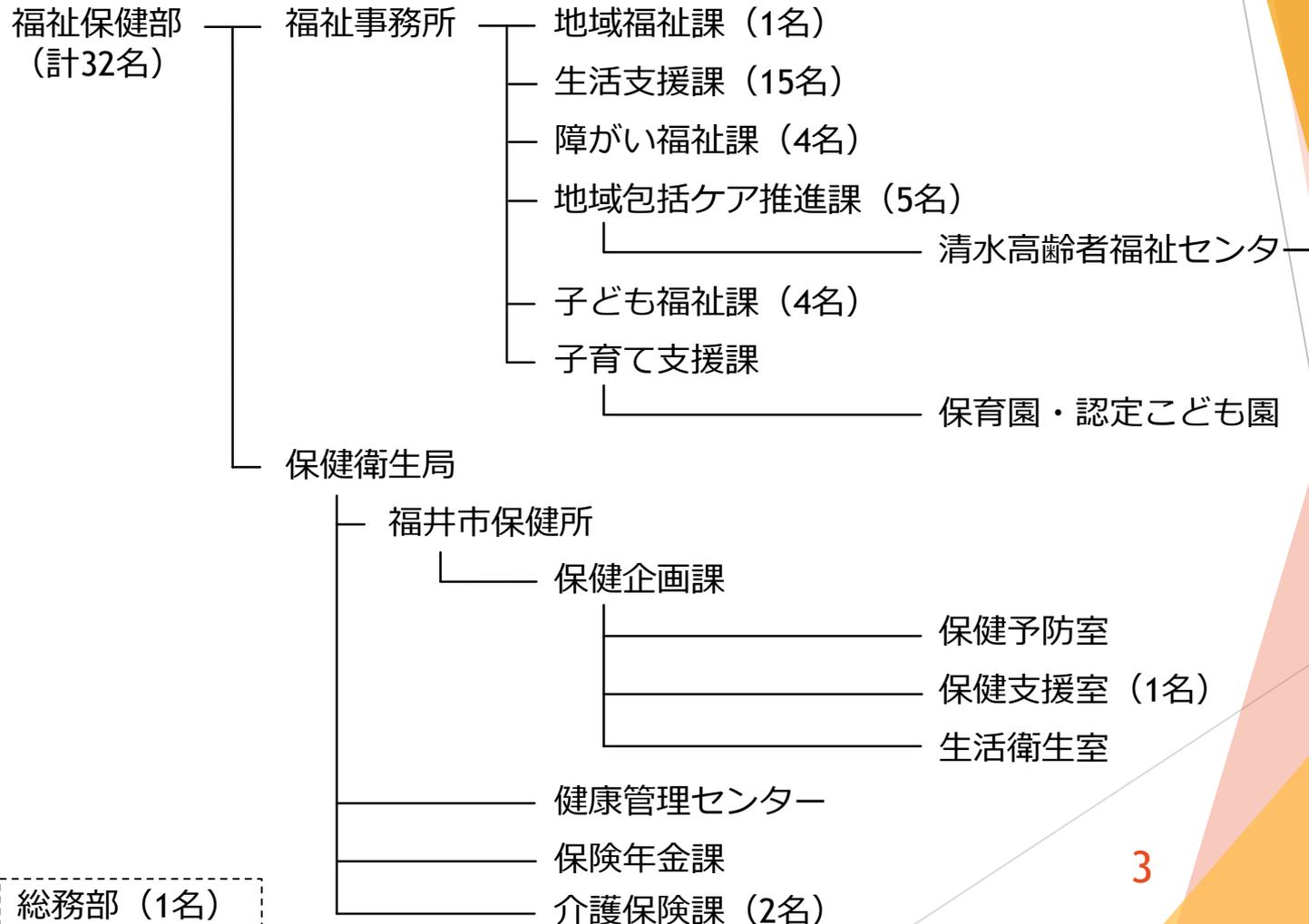


福井市福祉保健部組織図 (R2.4.1現在)

【市の人事異動方針】

中堅職員以上は在職年数4年以上を基本とし、組織に必要なスペシャリストの養成を目指して、必要に応じて弾力的に対応する。

() 内は社会福祉士採用職員の配置人数



福井市子ども福祉課の職員体制

- ▶ 正規職員17名、非常勤職員10名（R2.9.1現在）

課長、課長補佐（保健師）

- 企画・ひとり親支援係（ひとり親家庭就業・自立支援センター）

= 正規職員3名、母子父子自立支援員1名、婦人相談員1名

- ・ひとり親支援に関すること
- ・子どもの貧困対策に関すること 等

- 手当・医療係

= 正規職員7名、非常勤職員7名（うち4名窓口職員）

- ・児童手当、子ども医療、児童扶養手当、母子家庭等医療

- 子ども支援係

= 正規職員5名（社会福祉士4名、保健師1名）、非常勤職員1名

※次頁参照

- 団体関係 1名

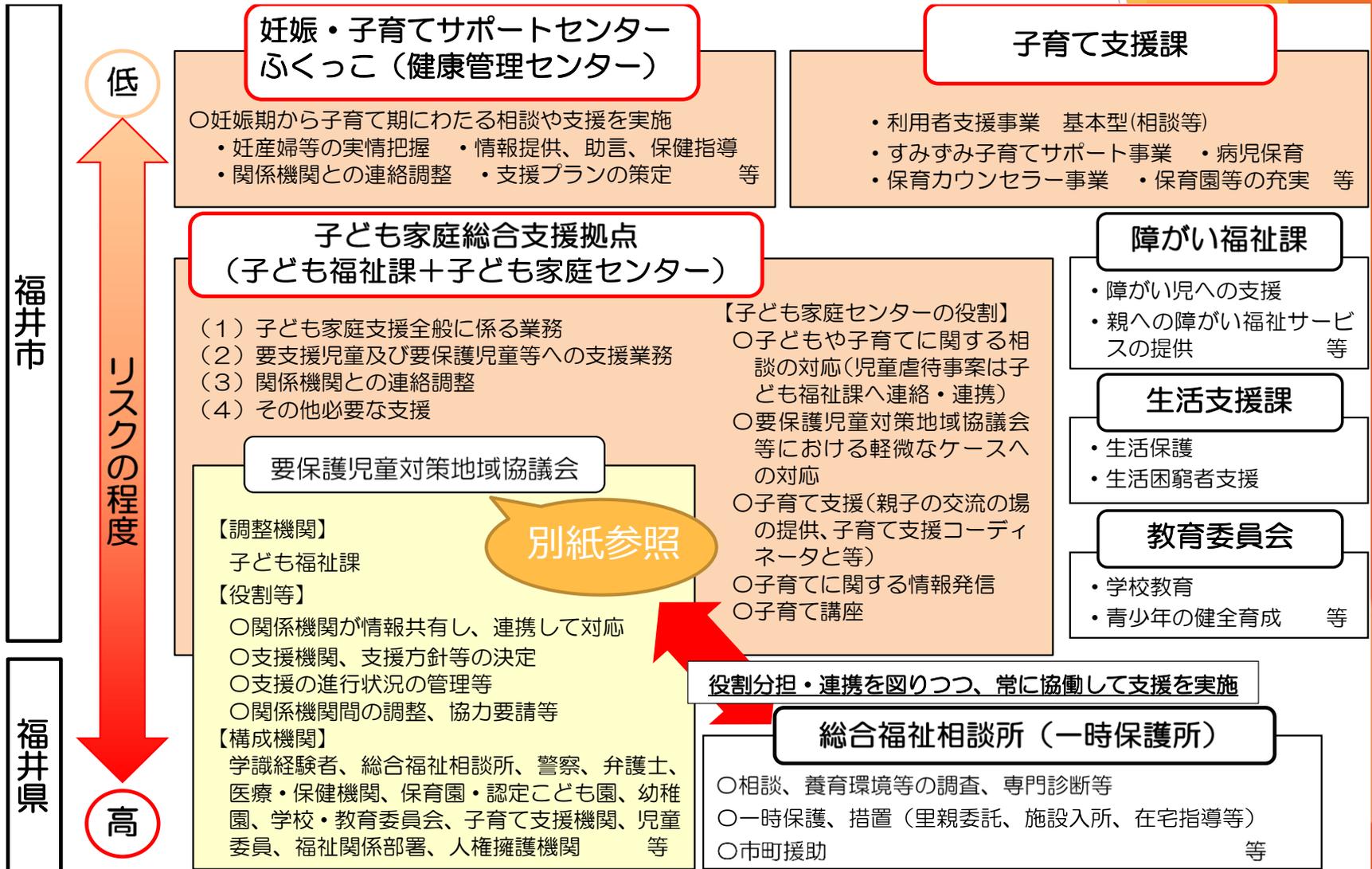
子ども支援系の主な業務内容

- ▶ 子ども家庭総合支援拠点（児童虐待対応・子ども相談）
- ▶ 要保護児童対策地域協議会の運営
- ▶ 関係機関向け児童虐待防止出張講座
- ▶ 児童虐待防止普及啓発事業
（街頭啓発や親子参加型イベントの開催）
- ▶ 養育支援訪問事業
- ▶ 助産施設、母子生活支援施設に関すること
- ▶ 主任児童委員研修



福井市における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理

(イメージ図)



子ども家庭総合支援拠点

業務	子ども福祉課	子ども家庭センター (相談室・子育て支援室)
① 子ども家庭支援全般に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理センター、子育て支援課等と連携し、実情把握、相談対応、総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども相談・子育て支援事業により相談室では相談対応、子育て支援室では親子の交流の場の提供
② 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待等の通告への対応、総合福祉相談所等との連携 ・要保護児童対策地域協議会調整機関として、関係機関間の調整等 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の構成員として、関係機関と連携 ・要保護児童対策地域協議会の進行管理ケースのうち、軽微なケースの対応
③ 関係機関との連絡調整		
④ その他の必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉相談所における一時保護又は措置解除後のケア ・養育里親への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉相談所における一時保護又は措置解除後のケア ・非行相談への対応

	子ども福祉課	子ども家庭センター (相談室)	合計
社会福祉士	4名	1名	5名
臨床心理士	—	3名 (うち非常勤2名)	3名 (うち非常勤2名)
保健師	1名	—	1名
保育士	—	1名 (うち非常勤1名)	1名 (うち非常勤1名)
教員免許	—	2名 (うち非常勤1名)	2名 (うち非常勤1名)
合計	5名	7名 (うち非常勤4名)	12名

子ども相談・子育て支援事業（H19～）

相談室

子ども相談

- ・18歳までの子どもの養護相談や非行相談、不登校相談等へ対応する。
- ・電話や来所相談だけでなく、家庭訪問も行う。



福井市要保護児童
対策地域協議会

子育て団体
協働事業

親育ち
グループ事業

子育て親子
グループ事業

委託料：年間3,600万円以上

子育て支援室

交流の場の提供 （子育て支援）

- ・未就学の子どもを連れて、親子で交流できる場を提供する。
- ・交流の場における子育て相談へも対応し、親の孤立防止や不安感の軽減を図る。



地域支援活動
地域交流活動

子育てに関する情報発信 子育て講座



ボランティア
親子講座

地域学生の
実習見学

親子サークル
共同事業

※受託者：学校法人福井仁愛学園提供資料を福井市版として編集

児童相談担当職員としての人材育成①

《OJT》

- ・ 人事異動方針に基づき、社会福祉士として採用された職員は福祉保健部内へ配属され、各部署では概ね4～6年の在籍となる。
- ・ リーダー（★）及びフォロワー（☆）が係内業務の把握を行い、若手職員への指導や助言などの育成を行う。
- ・ 中堅職員がジョブコーチとなり、1年目職員への指導等を行う。また、2年目職員も1年目職員へ助言等を行うことで、自身の成長にも繋げる。
- ・ 新規事案の通告や相談への対応は複数の職員で行い、対応困難事案はリーダーかフォロワーが対応する。
- ・ 課長及び課長補佐を交えて緊急受理会議を開催し、対応方法等を検討する。
- ・ リーダー及びフォロワーが進行管理台帳の確認をし、対象ケースの状況把握を行う。

⇒市職員としてのOJTを行いつつ、児童相談担当職員としてのOJTも！



児童相談担当職員としての人材育成②

《SV機能の強化》

- ・ 児童相談所と同席面談や同行訪問などの連携を密に行う中で、児童相談所に関するスキル向上を図る。
 - ・ 毎月開催の要対協実務者運営会議等を通じ、児童相談所に配置されている市町担当職員からの助言や指導によりスキル向上を図る。
 - ・ 児童相談担当職員として、西日本こども研修センターあかしや児童相談所などが開催する研修を受講する。
 - ・ 児童相談所が開催する研修等に対して、講師などで協力をするすることで、知識や経験を得る。
 - ・ その他、市職員としてもマネジメント基礎研修などの資質向上研修を受講するほか、社会福祉士として、様々な福祉分野の研修を受講する。
- ⇒SV機能は市単独ではなく、児童相談所との関係を良好に保ち、密な連携を図ることで確立している！

関係機関の職員に対しての人材育成①

《要対協における意識醸成》

- ・年に1回の代表者会議及び実務者会議においては、ケース検討やグループ討論などを取り入れて議論を深める。
- ・実務者運営会議において、児童相談所、子ども家庭センター、庁内の生活困窮者自立支援・障害福祉・母子保健・子育て支援・学校教育の各所管課とケース検討を行うほか、全体的に解決すべき課題等の検討も行う。
- ・小中学校の校長会や保育園等の園長会などの会議において、児童虐待防止等に関する取組の協力依頼などを行うほか、要対協支援対象児童の所属別名簿を2か月に1回更新し、学校や園などの各所属に対して送付することで意識を醸成する。

⇒要対協の取組や支援対象児童に関するやりとりは一つ一つが関係機関の意識醸成の大きな機会となる！

関係機関の職員に対しての人材育成②

《様々な機関との関係づくり》

- ・ 子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭センター相談室と子ども福祉課）、妊娠・子育てサポートセンターふくっこ（母子保健型）と子育て支援課（保育園や利用者支援の所管）との会議を毎月開催し、気がかりな妊婦や家庭の情報共有等を通じて、母子保健・子育て支援分野における児童虐待防止の意識を高める。
- ・ 要対協の支援対象児童以外の児童に関して、学校や園、障害福祉関係機関などが中心となって開催する支援会議へ必要に応じて参加し、助言等を行うことで、関係機関のファシリテーターの力なども養う。
- ・ 児童委員・主任児童委員に対して児童虐待防止に関する研修を行うほか、児童委員・主任児童委員の日常的な活動などにも市として積極的に関わることで、地域における意識を醸成する。

⇒顔と顔とが繋がった関係づくりが人を育てる！

関係機関の職員に対しての人材育成③

《プラスの取組》

- ・ 保育園・認定こども園、幼稚園、学校、児童館、障害福祉関係機関、民生児童委員協議会などを対象に児童虐待に関する基礎知識や早期発見・対応のポイント、虐待が子どもの脳に与える影響などについての講座を出張形式で行い、関係機関職員の意識醸成や支援体制等の強化を図る。
- ・ 今後の取組として、学校、保育園・認定こども園、幼稚園などの関係機関向けの児童虐待防止・対応マニュアルを福井市版として作成し、配布することで、更なる意識醸成を図る。
- ・ 一般市民向けに児童虐待防止に関する街頭啓発や親子参加型イベントの開催などを通じて、一般市民に対しても意識醸成を図る。

⇒市として日常の連携だけでなく、プラスの取組での意識醸成や人材育成も意識する！

市の子ども家庭福祉分野における ソーシャルワークを担う者が働く場での課題

市職員として求められるスキルとは…

- ・ 法律や公的サービス、様々な社会資源も活用できる幅広い知識
- ・ 様々な事情を抱えた市民に寄り添うことができる面談力
- ・ 関係機関が同じ方向性で支援することができるためのコーディネート力
- ・ 多様化・複雑化する問題への応用力
- ・ 困難な事案にも解決できる豊富な経験や人脈
- ・ 他者から信頼される人間性

これらは経験から得られることが多く、取得するために時間を要するほか、個人だけでは得にくいことも多くある。



行政として組織的なスペシャリストの養成も必要！

市の子ども家庭福祉分野における スペシャリストになるために

世間一般では、**社会福祉士 = 「スペシャリスト」** であるが、

行政機関は他の福祉分野への人事異動もあるため、

行政機関の社会福祉士 = 「ジェネラリスト」 とも言える。

一方で、子ども家庭福祉分野では、児童虐待対策、子どもの貧困対策、ひとり親家庭支援などの問題が多様化・複雑化しており、特に児童虐待対策では、市区町村職員としてのより高い専門性が求められている。



このことから、市職員として、児童相談所とは異なる **「子ども家庭福祉分野におけるスペシャリスト」** も必要ではないか？

市として、人事異動方針、機構改革など、**子ども家庭福祉分野における組織的かつ計画的な人材育成**を行うことも必要である。

その中で、個人としては、市職員であることの強みを生かして、同職種との勉強会や他職種との交流などにより、「ジェネラリスト」としても力を付けられるようにすることが大切である。